

公益財団法人高砂市施設利用振興財団に対する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緑豊かで文化の香りあふれる生活環境づくりと健康の増進を図るため、公益財団法人高砂市施設利用振興財団（以下「財団」という。）の運営に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象とする経費は、財団の一般管理費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、財団の一般管理費からこれに充当すべき寄附金、収益事業等からの利益、財産からの運用益等を差し引いた額の範囲内で市長が定める額とする。

(書類の整備等)

第4条 財団は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金の交付時期)

第5条 補助金の交付時期は、年度当初に市と財団が協議の上、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。